

第2回札幌市地域福祉社会計画審議会

議 事 録

日 時：平成29年3月23日（木）午前10時開会
場 所：札幌市役所本庁舎 12階 1～3号会議室

1. 開 会

○事務局（川端地域福祉推進担当課長） 皆さん、おはようございます。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第2回札幌市地域福祉社会計画審議会を開催いたします。

本日は、年度末のお忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

私は、札幌市保健福祉局総務部地域福祉推進担当課長の川端です。どうぞよろしく願います。

初めに、審議会の定足数について確認させていただきます。

当審議会は、札幌市地域福祉社会計画審議会設置規則第4条第3項により、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができませんが、本日は16名全員にご出席いただいておりますので、当審議会は成立していることを報告いたします。

2. 挨拶

○事務局（川端地域福祉推進担当課長） それでは、審議会の開会に当たりまして、札幌市保健福祉局総務部長の白岩より、一言、ご挨拶を申し上げます。

○白岩総務部長 皆様、おはようございます。

本日は、年度末の大変お忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

皆様には、日ごろから、私ども札幌市の地域福祉の向上に深いご理解とご協力を賜り、この場をおかりして厚く御礼を申し上げたいと思います。

また、昨年11月に開催させていただきました第1回審議会におきましては、皆様から非常に貴重なご意見を賜り、改めて御礼を申し上げたいと思っております。

本日は、審議会の2回目でございます。ここで、簡単に本日のスケジュールについてご報告させていただきます。

まず、昨年実施しました地域の福祉活動に関する市民意識調査の結果をご報告させていただきたいと思っております。その後、私どもで作成しました当該計画の構成案をご審議いただくことと、市の地域福祉推進の中心的事業である福祉のまち推進事業、いわゆる福まち事業につきましてご審議をお願いしたいと考えております。

福祉のまち推進事業につきましては、昨年20周年という節目を迎えております。長年にわたる地域の方々のご努力といたしましょうか、取り組みによりまして、地域福祉活動の基礎となるものはできていると考えております。今後は、福まち活動をどのように広げていくかということが、私どもが地域福祉を進める上で非常に重要な課題であると考えております。

本日は、皆様方から忌憚のないご意見を賜りたいと考えております。

本日も非常に長時間になろうかと思っておりますけれども、ご審議のほどを何とぞよろしく願います。

◎資料確認

○事務局（川端地域福祉推進担当課長） 本日の資料につきましては、事前に送付させていただきましたが、お手元にもご用意させていただいておりますので、確認させていただきます。

まず、本日の次第がございまして、次に、座席表と委員名簿があります。本日の会議資料として、資料1から資料6まで、資料5と資料6はホチキスどめになっております。それから、右上に札幌市社会福祉協議会提供資料と書いてあるものがあります。それをまとめてクリップどめしております。

参考資料として、地域の福祉活動に関する市民意識調査報告書の冊子、計画の概要版、最後に、第3回札幌市地域福祉社会計画審議会開催日の調整についてと返信用封筒を用意しております。

不足等はございませんか。

◎委員紹介

○事務局（川端地域福祉推進担当課長） 続きまして、前回ご欠席された委員お二方にご出席いただいておりますので、私からご紹介させていただきます。

札幌市ボランティア連絡協議会会長の高橋唯之委員でございます。

札幌市学校教護協会理事長の小原善孝委員でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

なお、当審議会は、公開で開催いたしますので、傍聴席を設けております。事務局説明や各委員の発言も会議録として整理し、後日、札幌市のホームページに掲載するなど、公開対象となりますことをあらかじめご了承くださいと思います。

また、ご発言の際には、お近くのマイクをご使用いただきますようご協力をお願いいたします。

それでは、以後の進行は、林会長にお願いしたいと思います。

林会長、よろしくお願いいたします。

3. 議 事

○林会長 皆さん、おはようございます。

前回は、一人一人にご発言をいただきまして、貴重なご意見をたくさんいただきました。改めて議事録を読み直してみて、その感を強くしております。

きょうは、いよいよ地域福祉計画のフレーム、枠組みを検討する場になりますので、忌憚のないご意見を寄せていただきたいと思います。

それでは、早速、次第に沿って始めさせていただきますと思います。

まず最初に、地域福祉活動に関する市民意識調査の結果報告がございます。

それでは、事務局からお願いいたします。

○事務局（川端地域福祉推進担当課長） それでは、事務局より、地域の福祉活動に関する市民意識調査の結果について説明いたします。

報告書を事前に送付させていただいておりますので、細かい部分の説明は割愛させていただき、ここでは、特に今後の審議の参考になりそうな部分を取り上げてご説明いたします。

それでは、お手元の資料1というA4判1枚で両面物をごらんください。

まず、1の調査概要ですが、この意識調査は16歳以上の市民3,000人を対象に実施しまして、そのうち1,165件、38.8%の有効回答がございました。

続いて、2の調査結果要旨の（1）地域活動についてです。

問7で地域活動の参加経験を聞いておりますが、約4割の方があると答えています。年代別で比較すると、60歳という一般的には定年になる年齢を境に地域活動の参加経験のある方の割合が大きく増えている状況です。

問9ですが、地域活動への参加内容について、高齢者・障がい者の見守りや手助けなどの福祉活動へ参加したことがある方は約12%ということで、地域清掃や交通安全といったその他の地域活動と比べると低い状況になっております。

次に、問12です。地域活動の情報を得る手段については、回覧板及び広報さっぽろの割合が非常に高くなっております。この傾向は、高齢者のみならず、現役世代も同様のため、周知や広報の手法としては回覧板や広報さっぽろが有効であると考えられます。一方、若い世代（30代以下）はインターネットと答えた割合が若干高いので、若い世代に活動への参加を呼びかけるにはインターネットによる周知にも力を入れる必要があると考えられます。

次に、問15です。これまで地域活動に参加したことがないと答えた方に対して、今後の地域活動への参加意向を確認したところ、44.1%の方が参加意欲を示しております。年齢が上がるにつれて参加意欲を持つ方の割合は徐々に減る傾向が見受けられますので、参加意欲の高い若い方を地域活動に結びつけることが重要であると考えられます。

続いて、問16の地域活動への参加意欲がありながら実際には参加していない理由については、「時間にゆとりがないため」が一番高いのですが、それに続き、「どんな活動が行われているか情報がないため」、「自分に合った活動が見つからないため」、「一人で参加しにくい」が多く、これらを合わせると約46%となっております。これらの方に対しては、地域活動に関する情報を適切に提供することで実際の活動へ結びつけることができると考えられ、担い手不足の解消に向けた取り組みの一つの視点になると考えられます。

続いて、裏面に移りまして、問17では近所とのつき合いについて聞いております。一軒家にお住まいの方とマンション等集合住宅にお住まいの方を比べると、一軒家では「立ち話をする程度の付き合い」、マンションでは「あいさつをする程度の付き合い」がそれぞれ高く、マンション等の集合住宅にお住まいの方は、一軒家にお住まいの方と比べて近

所づき合いが希薄な傾向が見受けられます。

問18の日常生活での相談先は、どの年代も「家族・親戚」が最多となっておりますけれども、65歳以上になると、「町内会関係者」「民生委員・児童委員」、「福祉のまち推進センター」など地域関係者の割合が高くなっております。

問19は、問17の現在のつき合いと理想がどれだけ離れているのかを確認するため、理想とする近所づき合いについて聞いております。差が出ている部分は「いざという時に助け合える程度の付き合い」の割合です。現実ではそういった親しい関係性を築けている方が4.8%にとどまっているのに対しまして、理想とする方の割合は24.6%と大きな乖離がございました。

ほかにも、現在、近所づき合いはないと答えた方で、そのまま近所づき合いはなくてよいと答えた方はわずか2割にとどまり、それ以外の方は何かしらの近所付き合いがあった方がよいと考えていることがわかりました。また、もともと挨拶や立ち話など近所づき合いに希薄な方でも、約3割の方はさらに一歩進んだつき合いを望んでおります。

一方、居住形態によっても若干の差が見られました。アパート、マンションにお住まいの方は、会えば挨拶をする程度が理想という方が半分以上を占めておりまして、集合住宅にお住まいの方は、一軒家にお住まいの方に比べて近所づき合いに消極的な傾向が見受けられます。

次に、問23に飛びまして、福祉のまち推進センターの認知度について、「知っている」と回答した方は約2割でした。年齢別に見ると、65歳未満では20%を下回っておりますが、65歳から74歳では3割、75歳以上では4割と年齢が上がるにつれて認知している方の割合が高くなります。この要因ですが、福祉のまち推進センターでは、65歳以上世帯名簿を利用して見守り活動を行っておりますので、そういったことも影響しているものと考えられます。

なお、この調査は前回計画策定時にも行っておりますが、そのときは福祉のまち推進センターの活動に参加したり手助けを受けたりしたことがある、参加したことはないが活動内容は知っていると答えた方が17.5%でした。設問の聞き方が若干変わっておりますが、福祉のまち推進センターの認知度については横ばいもしくは微増と言える状況かと思えます。

次に、問26に飛びまして、今後の福祉のまち推進センターの活動への参加意欲を確認したところ、約35%の方は「ぜひとも参加したい」または「きっかけがあれば参加したい」と答えております。これらの方々を実際の活動に巻き込んでいく、新たな担い手をつくっていくという視点が必要になってくると考えられます。

市民意識調査の資料説明については以上となります。

○林会長 どうもありがとうございます。

調査報告でございますけれども、これを枠組みづくりや内容の検討について参考にして

いく貴重な資料だと思いますが、特にこの点についてはどうかとお伺いしたいことはございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○林会長 ないようですので、次の議題に進めさせていただきます。

それでは、第4期札幌市地域福祉社会計画の構成について、事務局から説明をお願いします。

○事務局(川端地域福祉推進担当課長) お手元のA3判の資料2をごらんください。

ここでは、まず、国での地域福祉に関する検討状況等をご説明した後、前回の審議会でお示した検討時の着眼点を再確認した上で、次期計画の骨格案についてご説明いたします。

資料の右側に国の動きを記載しておりますので、まず、右側の厚生労働省による地域福祉計画策定指針をごらんください。

地域福祉計画については、国から新たに盛り込むべき事項が示されております。現計画には、従来からの策定指針に従いまして、福祉サービスの適切な利用推進や地域福祉活動への住民参加の促進に関する事項を盛り込んでおります。

現計画策定後の平成26年に、厚生労働省は、これまでの内容に加えて生活困窮者自立支援制度に関する取り組みを盛り込むよう新たな指針を示しております。生活困窮者自立支援制度とは、最後のセーフティネットである生活保護に至る前の段階での自立を支援するというものでございます。この新たな指針が示された当時は、地域福祉社会計画の計画期間の途中でありましたので、生活困窮者自立支援計画という単独計画を策定することにより暫定的に対応いたしました。それを次期地域福祉社会計画に盛り込みたいと考えております。

この生活困窮者自立支援制度につきましては、次回、第3回審議会の議題としてご審議いただく予定でございます。

次に、その下の厚労省における検討状況について説明いたします。

国では、昨年6月にニッポン一億総活躍プランが閣議決定されておりました、その中で、地域共生社会の実現を掲げております。地域共生社会とは、高齢者、障がい者を含む地域の全ての人々が地域づくりや生きがいがづくりに参画していくような社会としております。また、厚生労働省は、その実現に向けた具体的施策を示しておりますので、ご紹介いたします。

まず、1点目は、地域包括支援センター、社会福祉協議会、地域のNPOなどが中心となって、住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援していくことであります。2点目は、育児、介護、障がい、貧困といった問題に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を受けとめる市町村における総合的な相談支援体制づくりを進めることを掲げています。国では、この2点を202

0年から2025年をめどに全国展開する展望を示しております。

また、この地域共生社会の実現を進めるため、厚生労働省では、昨年10月に有識者による地域力強化検討会を設置しまして、昨年12月には検討の中間取りまとめとして、地域福祉推進施策の方向性を3点示しております。

今後の方向性の1点目ですが、「住民に身近な圏域に 他人の課題を『我が事』に変える働きかけをする機能をつくる」ことです。「『我が事』に変える」ということは、同じ地域住民の中で困りごとを抱えた人が把握された場合であっても、見て見ぬふりをするとか、誰かに任せようと思うのではなくて、自分たちで何かできないかと考える意識を地域住民の中に根づかせていくということでもあります。

2点目は、同じく「住民に身近な圏域に 地域の課題を『丸ごと』受け止める場をつくる」ことです。地域の課題は、高齢、障がい、生活貧困などさまざまですが、一旦は全てを受けとめる場をつくるのが重要であるということです。

3点目は、1点目、2点目の機能により把握された課題に対応できるよう「包括的な相談支援体制をつくる」ことです。地域のさまざまな課題の中には、既存制度に対応しないものもありますので、住民組織や関係機関と協働して課題の解決に取り組むために、協働の中核を担う機能が必要であるとされています。また、これらの内容も踏まえた社会福祉法の改正についても検討されている状況です。次期計画は、こうした方向性なども踏まえた内容としたいと考えております。

続いて、資料2の左側に移りたいと思います。

計画の構成につきましては、現計画の構成を基本としまして体系や掲載項目を見直して構成を整理したいと考えております。詳細は、以下の検討時の着眼点をご説明した後に、資料3、資料4において説明させていただきます。

次に、その下の2の検討時の着眼点（重点検討課題）についてであります。

1点目は、小地域における見守り活動の推進です。札幌市における地域福祉推進の中核事業は福祉のまち推進事業です。現計画で、福祉のまち推進センターは高齢者世帯などの見守りを基本活動として位置づけていますけれども、取り組みは着実に根づきつつありまして、地域住民の福祉活動への意識も高まってきております。今後は、地域での困りごとを漏れなく早期に発見するため、単位町内会などの小地域において、よりきめ細やかな見守りが行われるように活動を充実、拡大させていきたいと考えております。

2点目は、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりです。先ほど、住民に身近な地域で課題を受け止める場を整備するという厚生労働省による施策の方向性をお話ししましたが、札幌市では既に89地区に組織化されている福祉のまち推進センターを活用することが望ましいのではないかと考えております。そのため、福祉のまち推進センターがボランティアの派遣調整や専門機関へのつなぎといった役割を担えるようにコーディネート機能の強化に取り組んでいきたいと考えております。町内会単位での見守り活動が活発になると、今まで以上に課題を抱える世帯が発見されやすくなるものと

思われますので、福祉のまち推進センターがそうした課題を受けとめ、解決に向けた調整を行えるように人材の養成などに取り組んでまいりたいと考えております。

3点目は、複合的な問題や制度の狭間の問題を抱える世帯への支援体制の構築です。複数の課題や既存の制度では対象とならない課題を抱える世帯にも的確に対応できるよう、専門機関や住民組織の協働の中核を担う機能のあり方について検討する必要があるものと考えております。この機能をどこが担うかにつきましては、国では明確に示されておられません。制度の狭間の問題を抱える世帯への支援体制として、他の政令市では、コミュニティソーシャルワーカー、CSWと呼ばれる専門職を配置しているところがございます。

このコミュニティソーシャルワーカーは、法律や国で定めた定義はありませんけれども、一般的には年齢や障がい、介護の有無など分野を問わず、あらゆる課題を受けとめて解決を図っていく、そのときに住民組織や関係機関を巻き込むことで、既存の福祉サービスでは対応できない課題にも取り組む専門職のことを指しております。課題を抱えた世帯への個別支援、さらには住民ボランティアの養成など地域支援にも取り組んでいくものであります。札幌市では、分野ごとに専門機関、専門職が設置されていますので、新たな専門職の配置となりますと、すみ分けや役割分担を考えていく必要があります。また、課題を抱える世帯の発見の契機となる福祉のまち推進センターとの連携が図られることが重要となります。そのため、どこの組織が協働の中核を担うのが望ましいかなど具体的な展開については、国の動向を注視しながら、ある程度時間をかけて検討していく必要があるものと考えております。

このコミュニティソーシャルワーカーにつきましては、取り組みの一例として、本日の議題の4番目でも取り上げる予定となっております。

4点目は、地域福祉活動の担い手の確保であります。これまでのように、支え手、受け手を分けることなく、全ての人がそれぞれできることに参加していただくという考えのもとで地域福祉活動の担い手を確保するための仕組みを検討していく必要があります。

5点目は、先ほど少し触れました生活困窮者自立支援事業について、国が示した指針に従い、計画にも盛り込んでいきたいというものであります。

検討時の着眼点については以上となります。

次に、3の今後の検討スケジュールに移ります。

第3回は生活困窮者自立支援事業と災害時における共助の取り組み等、個別の事業についてご意見をいただきまして、第4回、第5回目で計画案の審議をしていただく予定で考えております。

続きまして、資料3に移りたいと思います。

ここでは、第4期計画の構成案をお示ししております。

構成につきましては、おおむね現計画のとおりです。

第1章では、策定の趣旨、計画の位置づけ、計画の策定体制、第2章では、地域福祉を取り巻く現状と第3期計画の振り返りに関する事項、第3章では、計画の基本理念、基本

目標の総論部分に触れまして、資料の裏面になりますけれども、第4章では、具体的な施策の展開、そして、第5章では、計画の推進体制、計画の進行管理・評価について記載いたします。

また、資料編としまして、本日お配りした市民意識調査の概要や、今後予定している地区意見交換会、シンポジウム、パブリックコメント等の概要についても掲載することを考えております。

本日、委員の皆様にご審議いただきたい部分は、計画の基本理念、基本目標など計画の根本にかかわる部分であります。まず、事務局の案をご説明させていただきます。

資料の表面に戻りまして、右側をごらんいただきたいと思います。

ここに基本理念と記載してありますけれども、「みんなで支え合い 住み慣れた地域に安心して暮らし続けられるまち さっぼろ」としております。今後は、高齢者、障がいのある方、子どもを含む全ての市民ができる範囲で地域づくりや生きがいがづくりに参画していくことが必要です。その意味も込めまして、みんなで支え合うということが地域福祉の基本的な考え方になると考え、理念の中に盛り込んでおります。また、現計画の基本理念には地域福祉社会の実現というやや固い文言を使用してはいたしましたが、市民の皆さんが極力イメージしやすいような言葉に言いかえております。

次に、2の基本目標ですが、現計画と同様に大きく三つの目標を考えております。

まず、基本目標Ⅰは、「市民が互いに支え合うぬくもりのある地域づくりを支援します」としております。市民一人一人が地域福祉活動に関心を持ち、できる範囲で活動に参加していただき、お互いさまの心をもって市民が支え合う地域づくりを進めていきたいと考えております。

次に、基本目標Ⅱは、「困りごとを抱えた市民に寄り添い的確な支援ができる体制を整えます」です。基本目標Ⅰは、住民同士の支え合いに焦点を当てたものですが、基本目標Ⅱは、地域内で解決することが困難な課題については、行政や関係機関が課題の解決に向けて、しっかりと地域を支援していけるような体制を整えていくことを掲げております。

基本目標Ⅲは、「安全・安心で暮らしやすい環境づくりを進めます」としております。高齢者、障がいのある方など市民の誰もが住みなれた地域で暮らし続けるためには、住民同士の支え合いの仕組みや行政等による支援体制の整備だけではなく、生活環境の整備にも取り組むことが重要であります。また、平時の環境整備だけではなく、災害時に備えた地域での取り組みについても日ごろから進めていくことが必要であると考えまして目標として設定しております。

以上、三つが基本目標となります。

続きまして、再び、資料3の裏面に行きたいと思っております。

骨格案の全体像をお示ししております。

資料4には、現計画の骨格と比べて掲載しておりますので、そちらもあわせて見ていただければと思っております。

基本的な考え方は、これまでの取り組みをさらに進めていくものですので、現計画と比べて大きく方向転換するといったことはございませんが、変更点が三つございます。

一つ目は、表の真ん中、施策の方向性の一番上の部分になりますが、福祉のまち推進事業を施策の方向性の一つの柱とすることで、改めてこの事業が札幌市の地域福祉の中核事業であることをお示しして、より一層、取り組みを推進していきたいと考えております。

二つ目は、基本目標 2 の施策の方向性の三つ目に、生活困窮者への支援体制の充実についてとあります。現在は、生活困窮者自立支援計画という単独計画を策定しておりますので、それと同じボリュームで次期地域福祉社会計画に盛り込むことは難しいかと思いますが、単独計画は次期計画へ統合することを予定しておりますので、施策の方向性の一つの柱として札幌市の生活困窮者自立支援事業のエッセンスを盛り込みたいと考えております。

三つ目は、体系の見直しです。現計画では、基本理念に対しまして三つの計画目標がありまして、計画目標一つにつき二つの基本目標、そして、基本目標に対しまして二つの基本施策があり、基本施策ごとに対応する具体的施策が並ぶという体系でございます。

現行計画は 1 2 の基本施策に細分化されまして、細かく分かれ過ぎているという嫌いがありましたので、新しい計画では、基本理念、基本目標、それに対する施策の方向性、そして、施策というように現計画よりも階層を減らして再整理することで、わかりやすい計画にしたいと考えております。

主な変更点の 3 点については以上であります。

施策の方向性につきましては、ただいま触れさせていただきましたもののほか、基本目標 1 に対しましては、市民の主体的参加による地域福祉活動の支援、重層的な見守りや支援活動のための支え合いネットワークの推進、基本目標 2 に対しましては、多様な地域福祉課題に円滑に対応する相談支援体制の構築、誰もが地域で自分らしくいきいきと暮らすことのできる体制の整備、基本目標 3 に対しましては、市民にやさしい生活環境づくりの推進と災害時にも強い地域づくりの推進を掲げております。

議題（2）の事務局説明は以上であります。

○林会長 どうもありがとうございました。

今、事務局の説明を受けまして、皆様からご質問やご意見等をお伺いしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

あくまでも事務局案でございますから、忌憚のないご意見あるいはご質問等をお寄せいただければと思います。

○宮川（亮）委員 資料 3 の基本目標Ⅲの市民にやさしい生活環境づくりの推進の施策で、介護保険制度による住宅改修、福祉のまちづくり施設整備資金融資、福祉用具と書いてあります。この施策の内容で、福祉用具が優しい環境づくりに当てはまるかどうかを考えていただきたいと思っております。基本的に介護が必要な方が使われているものだと思うのですが、それをここに示す必要があるのかどうかということで、利用者が個人的に使うと

いうことを考えたときに、これをこういうふうに出すのがどうなのかと思いましたが、聞きたいところだったので。

○事務局（川端地域福祉推進担当課長） この中で具体的にどういうことを想定しているか、まだ中身を確定しているものではないですけれども、事務局としては、こういう福祉機器があるということを市民の皆さんに知ってもらうような機会を今も社会福祉協議会でやっておりますので、今後の展開、充実についてお示しできればというふうに想定しています。

○宮川（亮）委員 それであれば、今、西19丁目の札幌市社会福祉総合センターで福祉機器の展示をしていると思いますが、そこしかないですね。もっと拡充していくということであれば、全区に1カ所福祉用具の展示をしていますという形がいいと思います。1カ所しかないのにPRするのは厳しいと思います。

○林会長 この議論は、基本理念、基本目標、施策の方向性です。それが決まれば、この後に該当する事業が出てくる予定ですから、そのときに妥当かどうかの議論をしたいと思います。これに対して、もっといろいろな事業がくっついてきますから、そのときに具体的にどうかを議論したいと思います。今の問題は事務局に受けとめていただきますので、できれば議論はそちらに絞っていききたいと思いますので、よろしく願いいたします。

いかがですか。

○加藤委員 国の「我が事・丸ごと」地域共生社会の中では、施策の方向性の中の多様な地域福祉の円滑に対応する相談支援体制の構築という中で、基本的に縦割りではなく全部1カ所でまとめてやれるような相談体制、例えば、地域包括支援センターは高齢者の介護だけではなくて障がい者もやります、障がい者の支援センターは高齢者のこともやりますということ国は考えているようです。その構築となってくると、今回の社会福祉法の改正等を踏まえていって、3年後にはそういうことを目指すという国の方向を前提として札幌市の相談支援体制を構築していくということになるが、今示された計画の骨格案にはそのような意味が入っているのかどうか。もしくは、まだそこまでは考えていないとしても、国の動向を踏まえた上で相談支援の今後を構築していきましょうことなのか。その辺の確認をお願いしたいと思います。

○事務局（川端地域福祉推進担当課長） まさに、ご指摘どおりで、国の方向性もまだ中間報告という状況で、これが固まるのが7月から8月ごろと聞いております。また、社会福祉法の改正になりますと、さらに来年4月となることもありまして、実のところ、庁内でも十分な議論がまだできていない部分もあります。国の動向を先取りまでできるかどうかは非常に難しいところがあります。ただ、たまたま同時並行で議論されていることもありますので、国の方向性も踏まえつつ、現時点でどこまで検討できるかは庁内でもこれからの議論になりますが、札幌市としてどこまで計画に書けるかは現時点では明確に言えないところがありますので、次回以降にお示ししたいと思います。

○林会長 過疎地域は一元化していただろうと思います。ただ、大都市みたいなところは、

連携、いわゆるネットワークをどうつくるかみたいな方向性で考えているようです。大都市では、これだけ地域包括、障がい者を一遍に一つにすることはなかなか困難です。そういう意味では、連携モデルを出していったって、その方向性が定まればという話ですから、その段階で見ていくしかないと思っています。

○堀内委員 資料3を見ていまして、基本理念については、最後に「さっぽろ」とは言っていましたが、前は入っていませんでしたので、より親しみやすく、わかりやすくなったので、市民としては評価できると思います。

それに関連しまして、逆に、基本目標Ⅲは、前は地域で安全・安心に生活できる環境の整備でしたが、今回は地域が抜けています。この中身には地域と書いてあるのですが、この辺は何か意図的なものがあったのですか。

○事務局（川端地域福祉推進担当課長） 特に意図的に地域を除いたわけではございませんが、ご指摘を受けまして検討させていただきたいと思います。

○林会長 ただ、地域を入れると全部に地域を入れないといけませんよね。ですから、外したのかもしれませんが。

○堀内委員 そういうことをお聞きしたかったのです。

○牧野委員 きょうの札幌市の地域福祉社会計画の基本目標や施策を見せていただいて、私自身のことで恐縮ですが、実はすごく感じるがありました。

私は障がいを持っていて、夫と二人暮らしですけれども、今月に入ってから夫が急にけがをしまして入院して、私は障がいを持ってから初めてのひとり暮らしをしているのです。一番困っているのがごみ出しです。車椅子でどうやってごみを出しに行ったらいいのか、やはり両手があいていないとごみを持って出しに行けなくて、もう四苦八苦して、車椅子にごみをくくりつけたりとか、いろいろと工夫して1人でごみを出しに行っていたのです。

私はマンションに住んでいるのですけれども、近所の方がごみを出している姿を見て、いつも旦那さんがごみを出しているのに、旦那さんはどうしたのと声をかけてくれましたので、実はというお話をしたのです。それが3日ぐらい前だったのですけれども、きょうの朝7時過ぎに電話が来まして、奥さん、ごみを出しに行つてあげるから玄関のところに出しておいてと声をかけてくださったのです。

私も、ごみ出しは毎日のことですから、何とかならないかと思って、札幌市のさわやか収集に問い合わせしていたのです。ただ、実際にそれに当てはまるかどうか来ていただいたり手順があるので、すぐというわけにはいかなくてばたばたしていた状態でしたときに、地域の方が助けてくれました。地域や町内とのかかわりは、やはり不可欠だということを身にしみて感じました。

マンションの下の方の方が声をかけてくださったのですけれども、先ほどの説明の中にも、集合住宅は余り近所づき合いがないというお話がありました。私がうちのマンションに入居したときに、理事長イコール町内会長が、うちのマンションではほとんど交流がないから交流を持てる何かをしようということで、年に1回、マンションの駐車場を開放し

て誰でも参加できる焼き肉パーティーを始めてから、みんな顔見知りになって声をかけ合ったり、つながりができたというきっかけがありました。やはり、何かきっかけをつくらないと挨拶程度で終わってしまうと思うのです。

うちは、マンションが一つの町内会になっているのですけれども、連合町内会があって、その連合でも新年会やいろいろな会があってご案内が来るのですが、そのご案内の張り紙を見ると、何月何日、いついつ、ここにこういうものがありますという案内だけで、やはり出たことがない人は行きづらいし、いつも決まった人ばかりが行っているのではないかと、自分が行ったらよそ者扱いにされて受け入れてもらえないのではないかとしり込みするところもあると思うのです。だから、その中で、一言、初めての方もどうぞお待ちしておりますから気軽に来てくださいますか、誰かが声をかけることによっても行きやすくなるのかなと思います。

最近、テレビのコマーシャルで、町内会に来てみませんかという音声が出ているのを聞いたのです。子育て中のお母さんや、1人で困っている方は来てみてください、きっと先輩のお母さんたちがいて、役に立つことがありますよという音声が出ているのを聞いて、一歩前進したなという気がしました。

そんなこともあって、やはりいろいろな制度も必要ですけれども、どうやって人とかがわっていくかの二本立てが必要ではないかと思いました。

それから、先ほど住宅改修のことが出ていましたが、私は、去年、少しでも自立できるようにバリアフリーの住宅改修をしたのです。そのときに、私は、札幌市のバリアフリー工事助成を使わせていただきました。これは保健福祉部ではなくて住宅課のほうで出している制度です。そういうものも知らないと使うこともできないこともありますし、自分自身、今、ひとりで生活してみて、住宅改修をしなかったら、多分、お風呂も1人では入れなかったと思いますし、トイレも誰かの手助けが必要だったり、いろいろな面で困難な部分があったのですけれども、幸い、去年、住宅改修をしたことによって、今、夫がいない間、何とかひとりで生活することができているので、それはこの計画の中でも必要な文言ではないかと思いました。やはり、人として生きるとか、地域にかかわることも全部通しているとかかわりがあることなので、この住宅改修制度なども文言に入れておいていいのではないかと個人的に感じました。

○林会長 貴重なご意見をありがとうございました。

ほかにございませんか。

○小原委員 細かいところかもしれないですが、1点だけ気になったことがあります。

新旧比較表の新計画案の基本理念です。基本理念である以上、やはり根幹になる部分ですからこだわっているのですけれども、「住み慣れた地域」という文言です。住みなれた期間は一体どれぐらいなのか考えればいいかも含めて、札幌市以外から転居した方もいらっしゃるでしょうし、町内会が変わった方もいらっしゃると思います。そういう方々の中から、この言葉はいかなものかと感じる方が出てこないか、気になりました。

○事務局（川端地域福祉推進担当課長） 地域福祉と施設福祉という分けで考えると、いろいろな支援をする仕組みがあれば自宅で生活できるけれども、そうでなくてすぐに施設入所にならないように、できるだけ自宅、地域にいられるようにという意味の住みなれたであります。誤解があるとあれですが、居住期間ではないのです。

○林会長 今、事務局が説明したように、どちらかという、シンボライズした言葉です。2000年以降、いわゆる介護保険とか高齢者施策でよく使われるようになってきています。つまり、1990年代は施設か在宅かという二者択一的な感じだったのですが、それが施設もあり、地域もありという中で、施設も住みなれた地域ですが、今の流れでいうと、やはり在宅の中でどれだけ生活を継続できるかという意味で、住みなれた地域という言い方をシンボライズしているのです。もしこれが誤解を招くのならなくても構わないと私は思いますが、そういう意味で、なじむ言葉として今までずっと使っていた傾向がある気がしています。

確かに、引っ越してきた人でも、1年でもそこに住んでいたらいろいろな人間関係ができて住みなれた地域になるし、20年、30年住んでいてもひとりぼっちという話もあります。これはシンボライズされた言葉を使うかどうかという話であって、その辺はおいおい詰めていければいいと思います。

ほかにどうでしょうか。

○篠原副会長 4点ほど確認をさせていただきたいとことがあります。

まず1点目は、資料2の検討時の着眼点の2番目です。この体制づくりに関しては、特に何も意見はないのですけれども、文言として「ボランティアの派遣調整」と書いてあるところで、札幌市でもボランティア活動の推進を行っていると思うのですが、ボランティアは契約関係にない方々で、行政に従属する人たちではないので、実は派遣という言葉がなじまないのです。ですから、ここは活動調整でいいのではないかと思います。「派遣調整」と書いてしまうと、もうどんな人でも、とりあえず人を充てなければいけない状況が出てきてしまいます。そういう認識で捉えてしまうので、活動調整という形で構わないのかなと思っています。

それから、資料3の基本目標Ⅱに、「困りごとを市民に」とあるかと思いますが、ご自身で困り事を認知されている方々は基本的に少ないと思うのです。こういったところは、暮らしにくさを抱えたなど、文言を修正していただいたほうが、自分に何かあったときに支援をしていただけるのではないかと、よりやわらかくなるのではないかと考えています。ご自身が抱えている暮らしにくさを困りごとと整理することに困っている方々も非常に多いと思いますので、そういったところの確認をお願いしたいと思います。

それから、裏の第4章の施策の展開で、それぞれ基本目標Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのところ、米印で、「主に自助・共助」とか「公助に関する」というふうに書かれています。うろ覚えで申しわけないですが、平成18年の社会保障審議会以降、地域福祉と地域包括ケアの推進では、自助・互助・共助・公助という四つの段階に分けて整理されていることが多いと思

うのです。特に「市民が互いに支え合う」では、町内会活動や福まちの活動など、要するに互助活動を丁寧支えていくという部分と、札幌市でも行っている地域の方々とNPOとの協働事業のように多様な支え合いや担い手の機関と一緒に取り組んでいくところがあるかと思えます。そういったところを一緒にくたにせず、自助と互助と多様な主体での共助の捉え直しをしていくほうがいいのかなと思っております。

最後に、資料1の調査の結果を見ていたところですが、特に1ページ目と2ページ目の下に太字で書いてあるところは、どこの市町村の計画策定の中でも、住民組織化の展開の中では、適切な情報提供と活動支援はどうしても上がってくると思うのですが、札幌市の場合は情報が多過ぎてわかりにくいような状況も見受けられるのではないかと思います。情報の入手方法としても、特に若い人はSNSやウェブサイトを活用するということがありますが、その前提として興味関心があるかないかがあります。地域福祉に興味関心がわくような、情報提供の前段階を丁寧に支えていくことが非常に大事ではないかと思っております。特に調査でも、計画が履行されていく中では、そういった方々も5年、10年と年をとっていきわけですから、例えば、小学校、中学校、高校における福祉教育の推進なんかで興味関心を高めていくとか、情報提供の前段階をどのように進めていくのかが情報提供をしたときにかみ合っていくものではないかと思っております。参加を生み出す部分と、裏面の活動に結びつけるというところでは、参画を支援するというような、福まちの活動の支援とか、リーダー層の育成がポイントになってくるのかなと、この調査結果の概要を見て感じたところです。

○林会長 さっきの自助、共助の関係ですが、事務局と打ち合わせしたときに私が精査してもらったのは、介護保険で言うと自助、互助、共助、公助です。自助というのは、まず、自分で助ける、互助は近隣で助け合うですが、介護保険の場合、共助というのは社会保険のことを言っているのです。みんながお金を出し合って制度をつくってやります。これを共助と言ってしまったのです。それまでは、自助、共助、公助だったわけです。私個人の考えでは、共助が社会保険というのは変ではないか、これは公助ではないかというのがあるって、できるだけ使いたくないという感じで整理をさせていただきました。共助だと互助も入るし、地域の助け合いも全部入ってくるのですけれども、介護保険の整理でやってしまうと共助は社会保険となって、さっき篠原副会長が言ったような助け合いというものがすぼっと切れてしまうので、自助、共助としました。もしくは、自助、互助のどちらかになるという話です。

ただ、この部分は計画の中には出ていきかないですね、あくまでも目安ですね。

○事務局（川端地域福祉推進担当課長） 一旦の目安です。

○林会長 それから、さっきの情報提供や子どものことですが、この後はどういう章立てになるかわからないのですけれども、私が皆さんの意見を聞きながら考えたのは、この施策のところ、もう一つ区分が要るのかなということです。つまり、住民が主体的に参加するために、住民自らやらなければならないこと、それから、例えば、社協がやらなければ

ばならないこととか、行政がやらなければならないこと、そういう事業の中でどこが主体になるかみたいなことを入れていくと、この中に福祉教育みたいなものが入ってきたとしても十分可能になるわけです。さっき篠原副会長が言った子どもの福祉教育推進といったときに、それはどこがやるのですかととなります。だから、市民の主体的参加による地域福祉活動の推進と言っていて、担い手の確保養成となると、これは市民がやるのか、それとも、社協がやるのか、ボランティアセンターがやるのかといろいろと出てくると思うのです。そこのところはもう少し区分があるのか、今、篠原副会長が言っていたので、あわせて話させていただきました。これは、今後また皆様方と整理しながらやっていきたいと思えます。

ほかにご意見ございませんか。

○荒木委員 社協の後でお話させてもらおうかと思っていたのですが、今、話題が出たので、お話しさせていただきます。

町内会を中心としたいいわゆる新しい、今言われているところの互助に相当する部分は、実は社協で計画を立てているところで、私も、宮川（学）委員も策定委員です。

社協の委員会では、町内会がやっているのはどういうことかということ、恐らく私の理解では、地域包括ケアシステムの中で、互助の部分は、全部ではないでしょうけれども、行政から一部離れてNPO、ボランティア等、町内会等が担うと。その部分は、社協の策定委員会で策定していくことになってきていると思うのです。ですから、非常に重要なこととしては、行政がつくる計画と社協が立てている計画が常に両輪になって、整合性を保ちながらつくられていて、今まで受けていた支援がその中から漏れないようにしっかりと継続的に整合性と突合作業をしながら立てていかなければいけないところだと思うのです。

もちろん、そういったものははざまが出てくるので、それが、まさに先ほど出てきていたコミュニティソーシャルワーカー等の専門職になるのでしょうか、恐らくコミュニティソーシャルワーカーは、そう手厚く地域に配置できるわけではないと思うので、理想としては行政と社協の事業が全てしっかり吸収して、はざまになるところができないようにしていくのが本来の姿であると思いますが、コミュニティソーシャルワーカーが担わなければいけなくなる部分は、最低限、最小限になるように計画の整合性を持っていかなければいけないことがすごく重要になると思うのです。

その二つの計画が並行していて、それぞれどんな役割で動いていくということを並行して議論していかないと、その役割が明確化していかないとと思うので、その辺の整理も並行、継続してやっていただければ、論点がより明確になると聞いていました。

○林会長 どうもありがとうございます。

一般的に二つの計画がありまして、地域福祉計画は行政がつくって、地域福祉活動計画は住民が主体的にやる計画です。ですから、住民がやれること、行政がしなければならないこと、住民と行政が一緒にやったほうがいいことという区分で、今、地域福祉計画も、社協がつくっている計画も進んでいると思うのです。これは全国的な傾向です。

今までのように何でも行政にお願いすればいいではなくて、住民ができることは自分でやろうよ、ただ、これは行政だよ、あるいは、例えば行政の保健師と一緒にやろうねということですよ。

宮川（学）委員にお聞きしたいのですが、社協の計画はどんなふうになっていますか。

○宮川（学）委員 社協の計画づくりは、まだ委員会として2回目が終わったばかりでございます。そして、今まさにここの審議会と同じように、これから計画の基本的な枠組み、具体的な事業の方向性をつくるところです。後でご説明するコミュニティソーシャルワーカーの考え方も、直近の委員会で提案説明させていただいて、これらも含めて議論を進めていくということでございます。ただいまお話にあったとおり、両輪となるように進んでいければと思っています。

○林会長 どうもありがとうございます。

ほかにございませんか。

○山中委員 私も、最近起こったことで、社協とのつながりがどれだけ私のネットワークを張らせてくれたかということをお伝えしたいと思い、お話しさせていただきます。

今、私どもは、ふれあい・いきいきサロン事業の一つとして子育てサロンを運営しています。要は、人手不足でありながらも、町内会の役員たちの支援、援助なく運営させていただいているのです。その中で、小学生、幼稚園の子たちが春休みの長期休暇になるので、一緒にお昼ご飯をつくって食べよう会というものを小さい子から大きい子、お母さんたちも含めて行っています。

その活動に当たりまして、社協からお母さんたちが小さい子を抱えながら小学生の料理に立ち会うなんて大変ではないですか、人出が不足しているのであれば町内会に相談してみたらどうですかというお話をいただきまして、思い切って町内会の副会長にご相談しました。しかし、副会長自身はご理解があるのですが、やはり私たちのサロンのメンバーには別の町内から来ている人もいたので、町内会はお手伝いできないと言われました。その副会長は、役員に、役員だからとか町内会のお仕事としてお手伝いに行っていたのではなくて、1人の人として自分のお友達なりおつき合いくださるような方をお誘い合わせの上で、このサロンのお手伝いに行ってくれないでしょうかと話してくださったのです。でも、皆さん、下を向かれて、私たちは町内会の役員という一つの役割でいっぱいいっぱいという顔だったのです。

一方で、市社協から、主任児童委員が地区にいるから、その方にご相談してみたらというお声をいただいて、私の地区の担当の主任児童委員にもご相談させていただきました。そうすると、やはり主任児童委員も、自分の生保の方々の訪問、見守りの本業もありつつ、学校等の見回りもあり、福まちの携わるということで、自分自身も高齢化していて、周りを見渡すと高齢化している。元気ではあるけれども、そこの役に立たなければいけない、お国・市がつくったものだから、私たちが頼まれてしまったから、やらなければいけないなんて、ぐちなのか、本音なのかわからないのですけれども、そんなお声もいただきました。

た。

町内会、福まちのボランティア、児童委員・民生委員も、全てにおいて、今まで重ねてきた歴史とともに、高齢化が進んでいるという難しさを目の当たりにしています。そこで、私は、毛嫌いするわけではなくて、私たち若い世代もそこに少しでもお手伝いできないだろうかと思ひ寄っていったらなと思ひ、考へているのですが、なかなか手を取り合うことは難しいことでした。歴史を知ってみようかなとか考へたのですが、先ほども住みなれた地域とか高齢化が進んでいる役員や委員から新たな担い手というお話もありましたけれども、持ち家に長年住まわられているご高齢の方が新興住宅に住む私たち若い世代に対して、その働きかけを誰が具体的に、どのような形で、どのタイミングで移行していただけるのかなと思ひます。

これは、施策の方向性とか具体的に言葉にしていかなければいけないのでしょうけれども、やはりお互いさま、歩み寄る、ともに住み合うという自分1人ではない、隣にも誰かがいるというようなニュアンスの温かい目標だったり施策だったらいいなと思ひます。

○林会長 今のお話が現実なのです。この後の福まちやコミュニティソーシャルワーカーの話につながってくると思ひますが、今、私が一番心配しているのは、確かに福まちもそうですし、ほかの市町村もそうですが、高齢者を支えている地域はすごく高齢化をしているわけです。その高齢者は、実は団塊の世代の前のまだ日本の古いコミュニティーを体験してきた人たちが担っているわけです。今、前のコミュニティーを体験してきたつながりがある人たちが中心になっているのですが、10年たってその人たちが高齢化したときに、その人たちの後を今言ったようにいろいろな人を入れて、どうやって新しい町内会活動をしていくか、地域にしていくかといったときに、誰が担い手になるかという問題がすぽっと抜けているわけです。

厚生労働省は、地域で、地域でと何でも地域におろす気でいますけれども、実際に過疎地域でも声をかけ合わせて買い物に行こうとやっているのは、みんなそういう世代の人たちです。つまり、つながりがある人たちです。これからつながりのない、いわゆるより希薄化したコミュニティーの中で、そういう問題とどう対応していくかという新しい問題に札幌市も当たっているのです。

若い人たちは何かやりたいと思ひても地域とうまくつながらない、あるいは、地域の中で担い手の人たちが、順次、リタイアしていくと、どんどん担い手不足になります。そういう人たちに対して、地域に誰がどう働きかけて、もう一度再生していくかという課題が実はこれからの札幌が直面する大きな課題なのです。それが次の議題の福まちやコミュニティソーシャルワーカーにもつながっていくのではないかと思ひますので、次に進めさせていただきたいと思ひます。

資料5の福まちの推進事業について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（川端地域福祉推進担当課長） それでは、お手元の資料5をごらんください。

まず、福祉のまち推進事業の概要についてです。

福祉のまち推進事業につきましては、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉社会を実現するため、札幌市、札幌市社会福祉協議会、市民が協力して進めている事業であります。

この事業では、市内89カ所、おおむねまちづくりセンターごとに、市民による自主的な地域福祉活動を行う組織として地区福祉のまち推進センター、通称地区福まちが設置されており、ひとり暮らしの高齢者等を対象とした見守り・安否確認活動やサロン、交流会といった市民による支え合い活動が行われております。

福祉のまち推進事業は、平成7年に札幌市が第1期の地域福祉社会計画を策定したことを契機として開始した事業であります。この事業は、区社会福祉協議会が中心となって実施しておりまして、地区福祉のまち推進センターの活動を各区の社会福祉協議会が支援している形になります。

資料の下には、福祉のまち推進事業の関係図を掲載しております。

大まかに三つの圏域に分けておりまして、区の圏域では、区役所と区社会福祉協議会、地区、おおむねまちづくりセンターの圏域では、地区福祉のまち推進センター、歩いて行ける圏域ということで、住民に一番身近なところでは、福祉推進委員会が活動の主体となっております。

次のページに移りますが、福祉のまち推進センターの活動例ということで、四つ掲載しております。

一つ目は、見守り訪問活動です。高齢者や障がいのある方への定期的な訪問、電話がけ等によって安否確認を行っております。そのほか、郵便ポストのたまりぐあいや電灯の点灯状況を確認する外からの見守りも行われております。

二つ目は、日常生活支援活動であります。除雪やごみ出しなどちょっとした家事のお手伝いを行うもので、自分の家の除雪のついでに、あるいはまた、自分のごみを出すついでにというような活動になります。

三つ目が孤立を防止するための交流会です。地域の実情に応じて、単身の高齢者を対象とした食事会や異なる世代の住民が集まる交流を深めるような行事が行われております。

四つ目が子育てサロンの開催であります。前回の審議会では、子どもと高齢者が触れ合う機会が少ないというお話もありましたけれども、地区によってはこういった活動も行われている状況であります。

次のページに移りますが、福祉のまち推進センターの活動状況を掲載しております。

活動規模についてですが、現行計画開始前の平成23年度と比べて活動参加者は着実にふえている状況にあります。また、地域住民に身近な圏域で活動する福祉推進委員会を設置する町内会もふえてきております。これは地区福祉のまち推進センターや区社会福祉協議会の支援の結果というふうに考えられます。

活動規模の拡大に従いまして、援助を必要としている世帯への支援件数もふえておりま

す。また、中心の活動である見守り活動につきましては87地区で取り組まれており、ほぼ全ての地区で何らかの形で実施されている状況であります。

次に、4の市が福祉のまち推進センターに対して行っている支援についてです。

1点目が地区福祉のまち推進センターに対する活動費の補助、つまり、金銭面での支援になります。地区福祉のまち推進センターには、各地区の世帯数や取り組み内容に応じた補助を行っているところです。また、安定かつ継続的な活動を行うためには、住民同士が気軽に集えるような場所が必要となりますので、その借上げ経費についても一部補助しているところであります。

二つ目が65歳以上世帯名簿の提供であります。福祉のまち推進センターの活動の中心である見守り活動を支援するため、その地域に住む65歳以上の方だけで構成される世帯の名簿を地区福祉のまち推進センターに提供しております。各地区では、この名簿情報を活用して見守り活動を行っていただいております。見守り対象を70歳以上世帯や単身高齢世帯に限定するなど、地区の実情に合わせて柔軟に活動していただいているところであります。

次のページに移りまして、ここでは福祉のまち推進事業の今後の方針について、現時点で取り組みが始まっているものを中心に四つ掲げております。

一つ目は、小地域における見守り活動の推進についてです。これには二つの側面がございます。見守り活動に取り組む地区を増やしていくことと、現在行われている見守りの質を高め、よりきめ細やかな活動にしていくことです。見守り活動については、まちづくりセンター単位の地区という視点で捉えると、市内のほぼ全ての地区で何らかの形で取り組まれています。しかし、福祉推進委員会の組織率は約57%にとどまっており、地区の中でも取り組み状況に大きな差を生じている実情がございますので、見守りの充実、拡大を図っていく余地が十分にあると考えております。

札幌市では、今年度から見守り活動等の充実や取り組み開始の契機としていただけるように、毎年各区1地区から2地区を選定しまして、単位町内会役員や民生委員が参加するワークショップを開催しております。このワークショップにつきましては、平成31年度までに43地区で実施する予定であります。

もう一つは、見守りの質を高めていくということで、見守りの対象となる世帯を一覧にした世帯名簿や見守りを行った日付、方法などの活動経過を記載する活動記録票を整備することで、緊急時の対応、活動者の引継ぎや専門機関へのつなぎを効果的に行えるようにするといった取組を始めています。札幌市では、こうした取り組みの拡大を図るため、平成29年度から世帯名簿や活動記録票の整備に要した事務用品費等に対する新たな補助を開始することとしております。

今後の方針の二つ目としまして、福まちコーディネーターの養成であります。先ほど、国の考え方をお示しした際に、住民に身近な圏域に困り事を受けとめるような機能ですとか、他人の困り事を我が事のように考える機能という話が出ておりました。札幌市のよう

な大都市においては、小地域ごとに専門職を置くというのは、難しいと考えられます。しかしながら、札幌市では、地域住民の孤立予防や困り事を抱えた方を地域住民が支援する福祉のまち推進事業を長年にわたり実施してきた経緯がございますので、熱心に取り組んでいる地区福祉のまち推進センターでは、常設の窓口を置いて地域住民の相談を受け付けていたり、地域だけで対応することが難しい課題があれば、区社協などの関係機関と連携を図り、解決に向けた支援を行うような事例もある状況です。

こうした地区福祉のまち推進センターの取り組みは、今回、国が示した方向性と異なるものではないと思われまますので、今後は地区福祉のまち推進センターによるコーディネート機能を一層伸ばしていく、強化していくことが必要になると考えております。現在、市・区社会福祉協議会では、地区福祉のまち推進センターにおいて中核を担う方々を対象に研修を行うなど、福まちコーディネーターの養成に向けた取り組みを進めているところであります。

三つ目は、地域見守りネットワークの推進です。札幌市では、異変のある市民の早期発見を目的として、個人宅を訪問する宅配業者などの民間事業者などと協定を締結し、異変が確認された場合の通報体制の充実を図っております。また、平成26年度からは、札幌市、事業者、民生委員、福祉のまち推進センター、警察などのさまざまな関係機関が参加する地域見守りネットワーク推進会議を開催しております。見守りを行っている事業者と地域の活動者とのネットワーク構築の取り組みも進めているところです。これまでは全市のレベルの会議を年2回開催しておりましたが、平成29年度から区レベルの会議もあわせて開催する予定です。

四つ目は、福祉除雪事業への協力です。札幌市では、自ら除雪することが困難な高齢者、障がいのある方等の家の間口を近隣住民等の地域協力員が除雪する福祉除雪事業を地域の支え合いの取り組みの一つとして実施しております。高齢化等の影響によりまして、利用世帯数が継続して増加傾向にあり、地域協力員をいかに確保していくかが課題となっております。この課題解決のために、地域協力員の発掘や利用世帯と地域協力員のマッチングに取り組む地区福祉のまち推進センターに対しまして新たに補助金の加算を行うこととしております。これにより、地区福祉のまち推進センターによる地域福祉課題に対する調整機能の強化も図るというふうと考えております。

以上が福祉のまち推進事業の今後の事業展開となります。

先ほど計画の骨格案の中でもお話しさせていただきましたが、事務局の案としましては、次期計画において、福祉のまち推進事業を札幌市の地域福祉推進の中核事業という形で改めて位置づけることで、今後もより一層この事業を進めていくという方針をお示ししたいと考えております。

事務局からの資料説明は以上です。

○林会長 福まちについての説明がありましたが、これについて、ご質問、ご意見等はあ

りませんか。

○堀内委員 私は、町内会の役員をしていますが、若いほうから何番目で、ほとんど幹部の方は私よりずっと高齢の方です。先ほどもお話が出ていましたけれども、今後はどうなるかなという心配もしております。

それで、具体的に町内会が主体になる部分もあるのですが、実態としてはここに4枚の紙があります。子育てサロンに始まって、高齢者の気楽という集まり、女性が主の触れ合い広場、健やかクラブは健康に関することです。毎月、最低四つ、多いときはこの倍ぐらいを役員がそれぞれ分担してやっているのが実情です。

それで、町内会だけでは、加入率の関係もあって、福まち推進もなかなか難しいと思います。前回は発言させていただいたのですが、例えばNPO法人が札幌だけでも1,000法人ぐらいあるとお聞きしています。それから、ソーシャルビジネスの関係で、例えば、ガスの検針の会社や新聞配達の業者、とにかく家庭訪問をされる業者、お弁当会社であれば弁当の料金に上乗せして見守りをするというビジネスも最近出てきています。

それから、ここにも出ていますが、ごみの収集のお手伝いや除雪については、町内会を通して社協で広く募集していますが、町内会員のみの回覧になるものですから、その辺の漏れが出てくるというのが役員としての実態です。

○林会長 活動が活発な町内会だというのはわかるのですが、担い手の問題ですね。それは確かにどこも抱えていて、特に年金が65歳支給になって、順次、移行していますと、再雇用が発生されますから、ますます人材を確保するのが難しくなります。町内会、NPOは、これからどういうフレームで地域をつくっていくのかは大きな課題になってきますね。

福まちについて、ほかに何かございませんか。

○高橋委員 お隣にいる栗山委員も福まちの委員長をしておりますが、私も東札幌の福まちの運営委員長をしております、ボランティア連絡会の札幌市の会長もしております。

きょう出たお話全てに関連してくるのですが、ボランティアは本当に見えないところで一人一人がこつこつと活動しています。また、団体もその団体の目的に合わせた活動しておりますが、そのボランティアが意外と日の目を見ていないのが現実です。でも、実際は非常に地域でいろいろな活動をされているのです。

私は、白石区にいますけれども、白石区の社協から声がかかりまして、ごみ屋敷の中のごみ整理をしたいので、協力してくれないかということで、数人で行って処理をさせていただきました。そんなことは、一般的にはほとんど知られていないと思うのですが、いよいよ困るとボランティアのほうに声がかかってくる人が多いのです。

また、たまたまきのうは地域の福まちのあったかサロンで豚汁とおにぎりをつくって町内の会館で130人ほど集まいただきました。そのときも、みんなボランティア、地域の福まちが一緒になってやっているのです。意外と各地区のボランティアの皆さんは、福まちの委員や町内会の委員をそれぞれ兼務しているのです。ただ、ボランティア活動と

というのは、非常に日の目を見ていない、予算化もされていないことがあります。

話がさかのぼりまして、資料3の裏にもありますが、基本目標の施策の(1)(2)などは全部に関連してくるのです。特に施策の(2)の地域福祉活動実践団体への支援をもう少し具体的にさせていただきたいというのが、私がきょう出てきている立場上からお話をしたいと思っております。

山中委員もお話しされたことはそのとおりだと思いますけれども、各区にボランティア団体、ボランティア連絡会がありますから、そこに声をかけられると協力していくと思います。それから、栗山委員から詳しくお話をされると思いますけれども、みんな協力してくれると思います。ただ、問題は、会長もお話しされたように、そのまとめ役というか、コーディネーター役が、研修その他を受けて来るけれども、では、私がということで手を挙げているところがないのです。その辺を区社協が音頭をとってくれるのか、行政がとってくれるのか、今そういった問題に至っているのではないかと考えています。

私のいるところは東札幌ですが、まちづくりセンターの所長が非常に骨を折ってくださいまして、その辺のうまい調整をしてくださっているのです。ですから、市なり社協の方たちから協力をいただければ、町内会、福まち、民生委員の団体の人たちがまとまってくるのではないかと考えています。それぞれの団体に期待して待っていても、忙しいから、私のところでというふうにはなかなか手を上げないのが現実ではないかと考えています。

それぞれみんな一生懸命やっていますので、一言、声をかけてくれると協力してくれるのではないかと考えています。一歩進んでいくことを期待して、きょうは参加させていただきました。

○林会長 どうもありがとうございました。

栗山委員から何かございませんか。

○栗山委員 私も、福まちのほうに関係しているものですから、お話をさせていただきたいと思います。

福まちも、最初のころは町内会と大して変わらないような活動をしていたのです。ふれ合い活動がほとんどだったのですが、最近の社会現象でいろいろと変わってくることによって見守り活動がクローズアップされ、いきなり基本的な事業が見守りだということで、現在はこちらのほうにかなりシフトしています。

一般的には、子育て支援や高齢者の見守り活動、サロン活動になっておりますけれども、いろいろな大きな社会計画から見ると、人間が生まれてから死ぬまでの間、全部が福祉にかかわっていることだと思うのです。ところが、具体的にになると、狭義の福祉ということで、極めて狭い範囲の概念で皆さん捉えます。そういうことで、もう少し広くいろいろなことを議論するときには、地域で一番経験豊富なのは町内会の人たちだと思いますし、長い歴史の中でいろいろな活動しております。私のところは、町内会とできるだけコンタクトをとりながら活動を進めることにしています。とにかく、連合町内会の役員には、社協、福まちに目を向けていただくよう努力をしています。

そういうことで、福まちの認知度が低いのは、地域の会館の会議場が狭いこともあって、若い方に声をかけるだけのスペースがないのです。だから、どうしても高齢者、参加者だけの範囲になってしまいます。いろいろな見方があると思いますけれども、認知度は、声をかけている方たちだけしか知らないということだと思います。

○林会長 どうもありがとうございます。

人口200万人で、これだけ人の移動が激しい中で、福まち、町内会活動が一定の成果を上げているのは、僕は非常に大事にしたいと思っています。これだけ人が移動していて、中にはすごく個別支援をやっているような福まちも出てきたり、単なる見守りではなくて、かなりレベルが高い活動も見られるようになってきたので、この20年間はそういう意味では本当に札幌市の地域づくりとしてはすごいと思います。

認知度が低いというのは、結局、高齢者、障がい者といって、今まではそういう特定の限られた人たちを対象にしてきたけれども、これからは次回の委員会で生活困窮者支援が出ていきます。いわゆる障がい者でなくても、高齢者でなくても、暮らしにくさを感じている人に対する支援という形で、それを福まちがやるか、やらないかとか、福まちが一部やるかは議論です。皆さんの話を聞いていると、地域の中にいっぱい社会資源があるけれども、どうもそれをうまくつなぐ人がいないのではないかというのが両方から出てきたような感じがします。

そういう意味では、福まちについてはここで切りまして、コミュニティソーシャルワーカーについて、宮川（学）委員からお願いします。

○宮川（学）委員 それでは、説明させていただきたいと思います。

資料を提供させていただきました。

先ほどお話に出ましたとおり、社協の計画の策定委員会でも、同じ資料で説明しております。地域を基盤とするコミュニティソーシャルワークの機能強化について、今後の札幌市における地域福祉を強化する取り組みとしての提案説明をさせていただきます。

1ページをお開きいただきたいと思います。

必要性につきましては、先ほどから、お話があったとおりでございまして、複合化、複雑化しているとか、あるいは、制度のはざまなどの深刻な生活課題を把握し、支援を充実強化するために、まずは個別ケースを把握して、それから、住民組織や関係機関などと協働して解決へ導く専門職、これがコミュニティソーシャルワーカーです。別に、そういう片仮名の名前でなくても、地域福祉活動コーディネーターでもいいかとは思いますが、専門職を配置して高齢者、障がい者、子ども、そして、生活困窮も含めて分野や領域を超えた支援体制の確立が必要だろうと考えております。

（2）支援対象の世帯に対して、このコミュニティソーシャルワーカーは、福祉のまち推進事業などの住民福祉活動や、民生委員・児童委員、関係機関の相談事業などと連携して、直接訪問あるいは寄り添っていくなどのアウトリーチ型と言われるニーズ把握、支援

を行うことが大きな特徴でございます。

このワーカーを市町村市社協に配置して先進的な取り組みを行っている大阪府のガイドラインを掲載しております。

ページ下段でございますが、記載のとおり、制度のはざまにおけるさまざまな状態にある人を要支援者としております。

2ページをごらんいただきたいと思います。

コミュニティソーシャルワーカーの役割を改めて整理しております。

何らかの支援が必要な人への個別支援を行い、あわせて、これまで社協が担ってきた支援のネットワークづくりなど、地域支援も並行して行うということで、地域課題の解決に至る仕組みづくりへつなげていくという三つの役割を果たすものです。

(4) 配置についてです。

札幌市の人口世帯数などから言いますと、日常生活圏と考えられる連合町内会、地区社協、まちづくりセンターの単位ごとに配置するのが望ましいですけれども、先ほどお話がありましたように、現実的にはなかなか難しいので、(6)に政令市の状況がございますように、半数以上の政令指定都市では区単位で配置されておりますから、まずはここからスタートするのも一つの考え方かなと思っております。

3ページ目です。

コミュニティソーシャルワーカーの具体的な取り組み事例を列記しております。札幌市における実際にあった事例や、現実的に想定される事例を書いております。

先ほどの白石区のごみ屋敷の例も実際に取り組んでいるものがございます。平成7年以来、福祉のまち推進センターを中心として、主に地域支援の側面から取り組んできた実績、経験をモットーに、個別支援の取り組みへと拡充し、さらに、地域団体及び専門機関との関係性や横断的な支援機能を持つ区社協にコミュニティソーシャルワーカーを配置することで、支援機能が格段に強化され、大きな効果を上げるという期待を持っているところでございます。

4ページ目に図をつくらせていただきました。

コミュニティソーシャルワークを中心とする生活課題の解決でございます。

上段に課題として、地域で解決できない課題や、住民が抱えるさまざまな個別の課題がありますが、これに対して下段のほうに大きな枠の区社協の中に、右にコミュニティソーシャルワーカーを書いております。このコミュニティソーシャルワーカーは、中段の右にある地区福祉のまち推進センターの住民主体による福祉活動では解決できない課題や、左側にある専門機関との相談、個別支援において、複合化、複雑化している困難ケースなど、あるいは、制度のはざまにある課題をアウトリーチにより積極的に把握し、関係者と協働しながら介護など既存の制度内にかかわらず、制度外も含めて総合的な支援に当たるのが理想かなと思っております。そういう意味で、真ん中の太い矢印を十字型にしまして、関係先の力を結びつける役割というふうに示しています。

また、もう一度、下段の区社協の左側をごらんいただければ、平成28年度から生活支援コーディネーターが配置され始めております。これは、高齢者にかかわる生活課題の把握、介護保険制度では提供できない生活支援の充実を図る取り組みが進められております。

5ページの図は、コミュニティソーシャルワーカーと生活支援コーディネーターの役割分担の図をつくってみました。

生活支援コーディネーターは、基本として個別の支援調整や直接的な個別支援を行いませんので、個別支援が必要なケースを把握した場合はコミュニティソーシャルワーカーへつなぎ、コミュニティソーシャルワーカーが具体的な支援の調整を行うという役割分担になるかと思っております。コミュニティソーシャルワーカーは、把握した課題のうち、個別ケースの対応を除いて、高齢者分野については、生活支援コーディネーターと共有して社会資源の開発などの面では相互に連携、協働していくことができると考えております。コミュニティソーシャルワーカーは個別対応が結構大変になると思っております。

次に、6ページの中段をごらんください。

実は、社協ではこの方向へ向けた推進に伴う取り組みを初めております。生活支援コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカーの配置だけで地域の課題が全て把握、対応できるわけではないだろうと思っております。現在、社協では、地域自身が課題の解決力を高めていく取り組みとして、先ほども福まちで説明がありましたが、地区福まち推進センターのコーディネート機能の強化を進めていくこととしております。その基盤づくりのため、一番下の②にございますが、地区福まちコーディネーターの養成を考えております。これは仮称として、コーディネーターばかりいっばいできますので、別の名前を考えたいと思っておりますけれども、今年度は各区社協において、その養成講座を開催し、市社協でも全体講座を開催しております。まだまだ始まったばかりでございます。

7ページでございます。

中段から(2)(3)の区社協、市社協の取り組みが書いてありますが、区社協においても、地区福まちにおける取り組みの実態把握や支援を強化するとともに、市社協でも区社協の機能を高めるようにバックアップしていくということです。

最後の8ページは、(4)ということで、そういうベースになるため、社協自体、あるいは地域での活動自体の記録をしっかりとって見える化し、データベースをつくって蓄積していくことを始めております。

以上でございますけれども、コミュニティソーシャルワーカー機能で大切なこととして考えているのは、先ほどからお話ございましたように、分野や領域を越えて横断的な取り組みを進めていくこと、それから、フォーマルとインフォーマルの支援を総合的に調整して、当事者に寄り添いながら個別課題の支援に当たること、支援の取り組みを通じて地域や専門機関の関係者と連携協働し、地域づくりを進めていくこととあります。これらは、先ほど来、説明の国の方向と同じでございます。国では既にモデル事業の予算化も、金額はわずかでも始めております。

社協としては、ご承知のとおり、現在、地域住民を主体とした地域福祉活動、福祉除雪やほっとプラザ、あるいは、判断能力が十分ではない方に対する権利擁護事業、経済的困窮者に対する福祉資金の貸し付け、あるいは、ボランティア等人材育成が従来からやっておりますし、さらに、老人福祉センターや地域包括支援センター、介護事業など、制度に基づく事業も含め、さまざまな分野、領域にわたって総合的な事業、取り組みを進めておりますので、これらの取り組み、事業を有機的に連動させながら、そして、この地域でのコミュニティソーシャルワークを推進し、できれば、あらゆる支援、ニーズを効果的に取り組むという体制を、行政、市とともに目指せばというのがきょうの提案説明の趣旨でございます。

以上でございます。

○林会長 どうもありがとうございます。

コミュニティソーシャルワークと突然出てきて、わからない方もいらっしゃると思うのですが、10年以上なりますか、実は地域福祉コーディネーターという言い方をして、厚生労働省も各都道府県担当部課長会議でも地域福祉のところを出してきているのです。そして、各市町村に設置を促しているのですが、厚生労働省は予算づけをしないでずっときていて、地域福祉コーディネーターという言葉はあったのですが、実態はそれぞれの市町村任せになっていたわけです。

ところが、先ほど宮川委員が言ったように、大阪府が独自に単独で事業としてつくったわけです。その中で出てきたのが豊中市のいわゆるコミュニティソーシャルワーカーの事業です。さらに、3年前にNHKの「サイレント・プア」という深田恭子さん主演のテレビドラマが放送され、その中で、初めてイメージ化されてきて、これは、いいぞとなったのです。

社会福祉協議会というのは、地域の人々に働きかけて、地域の問題はこういうものだよ、みんなで考えよう、みんなでそれに取り組もうということをやっている、これが、今、宮川（学）委員が言った地域支援ということ。あそこに困った人がいるねということに対して、どれだけやったかという批判はあるのですが、どうも地域支援だけでは済まないようだ、世の中が変わってきて、さっきのごみ屋敷みたいにふだん普通に生活していても、近隣との関係がなくていろいろな問題が出てきている、そういう問題に対して社協も取り組むべきではないかという形で、コミュニティソーシャルワークという言い方が出てきたのです。

実際は先ほど言った地域福祉コーディネーターと同じような考えです。大阪府の取り組みがあって、それから、NHKのテレビ番組があって、今、一気に全国的にコミュニティソーシャルワーカーが必要だという議論になってきたわけです。

そういう面で、従来、社会福祉協議会がやってきた地域支援にプラスして個別支援をやって、そして、地域を高めていくみたいな考えが出てきています。市社協も同じような考

えで、アウトリーチというのは腕を伸ばすという意味で、出かけていこうという意味ですから、もう少し地域の中に入って、そして、地域のさまざまな問題を解決しようという話です。

一応、研究者の一片割れですからまとめましたけれども、そういうことをごさいます。

もし何かお聞きになりたいことがありましたら、宮川（学）委員のほうにお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

福祉は横文字がたくさんあります。昔は社会事業と言っていたのだけれども、今はソーシャルワークになってしまいました。なかなかニュアンスを伝えにくいところもあります。

○堀内委員 市民からしてみますと、非常に頼りがいがあるというか、いろいろな問題を解決していただいただけそうだと想定しているわけです。

気になったのは、3 ページのコミュニティソーシャルワーカーの具体的取り組みの中で、札幌市における事例の⑤番で、地域団体への協力要請とあります。見ますと、町内会とかいつものメンバーかなと見たのですが、もっと広げて、ソーシャルビジネス業者とか、郵便局でも検討されているとちらっとテレビで見たことがあります。そういうふうによくネットワークを張らないと、行政や地域団体だけでは把握できないのかなという意見です。

○宮川（学）委員 そのとおりでございます。ここでは、たまたまひとり暮らしのごみ世帯にかかわったケースだけを書いておりますので、限定でございます。堀内委員がおっしゃる企業なり活動団体、NPO、全てのところとつながるのが基本的な立場だと思います。

○林会長 先ほど福まちで説明した中で、今後の展開について、地域見守りネットワークの推進が始まったと書いてありますけれども、実は地域が把握している人と地域が把握していない人と二つの住民がいるのです。何かがあって地域から排除された、何かがあって地域に入り切れない人がいるのです。そういう人たちは、従来の町内会では把握できないので、例えば、人は生活するときに物を買いますから、宅配とか頼みますね。そういう事業者と連携することによって、従来、地域がわからなかった人を発掘できるという意味では、こういう事業は始まっています。古い考え方ではなくて、もっと視野を広げていろいろなことが地域の社会資源として活用できる、そういう展開になってくるのだと思います。

ですから、今度つくる計画も、そういうところの視点がすごく重要になってくると思っております。

○宮川（亮）委員 1点、イメージ的なものを聞かせていただきたいと思います。

コミュニティソーシャルワークの役割とか業務を見せていただくと、今、地域包括支援センターができる前の平成18年までの在宅介護支援センターに近いと思ったのですが、そういうイメージでよろしいでしょうか。

○宮川（学） 動き方とか役割は在宅介護支援センターに近いと思います。ただ、在宅介護支援センターも、包括支援センターも、先ほど加藤委員がおっしゃったように、高齢者という枠がはまっているのです。

○林会長 ほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○林会長 そうしますと、一応、予定された議事は終了するのですが、これで閉じてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

4. その他

○林会長 それでは、事務局から連絡事項をお願いします。

○事務局(井上福祉活動推進担当係長) それでは、事務局から3点ほどご連絡させていただきます。

まず、1点目は、次回の会議の日程調整についてであります。

お配りしております第3回札幌市地域福祉社会計画審議会開催日の調整についてと書かれたA4判の資料をごらんください。

第3回審議会につきましては、6月の開催を予定しております。前回と同様のお願いとなりますが、日程表にご都合を記入いたしまして、3月31日までにお配りしております返信用封筒により提出していただきたいと思っております。皆様から返信していただいた後、事務局にて日程調整いたしまして、改めて開催日時をご連絡いたします。何分、先の日程になっておりまして、都合の判明しない部分もあるものと思われませんが、ご協力をよろしくお願いいたします。

続きまして、2点目といたしまして、役職の変更についてでございます。

これから新年度を迎えまして、人事異動などにより、所属する団体での役職に変更が生じる場合もあるかと思っております。当審議会は、市の公式ホームページなどでも公開しておりますので、もし、今後、役職に変更がございましたら、お手数ですが、事務局にご一報くださいますよう、お願いいたします。

最後に、3点目になりますが、本日お配りした資料については、事前に送付させていただいたものと同じ内容になっておりますので、不要でありましたら席に置いてお帰りいただきたいと思っております。以上です。

○林会長 どうもありがとうございます。今のことについて、何かご質問はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

5. 閉 会

○林会長 それでは、本日はこれで全て終了いたしましたので、閉会といたしたいと思っております。

本日は、どうもありがとうございます。

以 上